下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等に係る事務手続きフロー

施工体制台帳により加入状況を確認（2次以下下請）
【工事担当課】

未加入

加入又は適用除外

【工事担当課】
〇工事施工協議簿により、受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう通知するとともに、提出期間内に以下の書類を提出するよう通知
・「確認書類（未加入の社会保険等について届出義務を履行したことを確認できる書類）」又は「理由書（別記第1号様式）」
・上記書類について、受注者が提出期間の延長を求めるときは、適切に加入指導を行っていることを示す書面
〇工事施工協議簿及び施工体制台帳の写しを小樽市長に送付

※速やかに提出を求める　概ね7日間

「確認書類又は理由書」の提出期間の延長を求めない場合

「確認書類又は理由書」の提出期間の延長を求める場合（別記第4号様式）

適切な加入指導を行っていないなど、相当の理由があると認められない場合

適切な加入指導を行っていないなど、相当の理由があると認められる場合

提出期間延長の不承認について通知（別記第6号様式）

確認書類又は理由書の提出期間を延長

提出期間延長の承認について通知（別記第5号様式）

提出期間内に確認書類が提出されない場合
かつ
特別な事情を有しないと認めた場合

提出期間内に確認書類が提出された場合

特別の事情を有すると認めた場合

特別の事情を有しないと認めた通知（別紙第3号様式）

特別の事情を有すると認めた旨を通知（別記2号様式）

ペナルティ

【契約管財課】
指名停止

【工事担当課】
工事成績評定の減点

ペナルティなし